

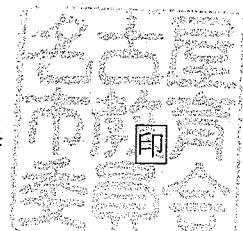
行政文書公開決定通知書

2教文第255号
令和2年12月17日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和2年12月3日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・特別史跡のき損について（特別史跡名古屋城跡 大天守台北面石垣・石材落下） ・石垣石材片落下の概要 ・名古屋城石垣石材落下の経過 ・名古屋城全体整備検討会議におけるき損事案（石材・モルタル片落下）の報告 (いずれも請求に係るもの)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和2年12月18日	午前 時 午後
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

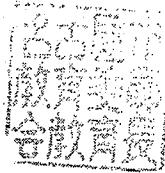
2 教文第 229 号

令和 2 年 11 月 17 日

文化庁長官 様

名古屋市教育委員会

教育長 鈴木 誠二



特別史跡のき損について

(特別史跡名古屋城跡 大天守台北面石垣・石材落下)

みだしのことについて、下記のように提出（令和 2 年 11 月 16 日付 2 観名
調第 35 号）がありましたから進達します。

記

1 き損が生じた史跡

特別史跡名古屋城跡

2 き損の事実が生じた年月日

令和 2 年 10 月 9 日～11 日の間

3 き損の生じた状況

大天守台北面石垣のレーダー探査の実施場所の付近で石垣の石材が落
下したもの。

(連絡先 名古屋市文化財保護室 真鍋 TEL 052-972-3269)

き損届

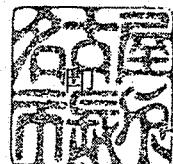
2 観名調第35号
令和2年11月16日

文化庁長官 殿

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏 名 名古屋市長

(名称及び代表者氏名) 河村 たかし



次記のとおり、国指定の文化財がき損しましたので届け出します。



記

1 史跡名勝又は天然記念物の種別及び名称

特別史跡 名古屋城跡

2 指定年月日

昭和 27 年 3 月 29 日

3 史跡名勝又は天然記念物の所在の場所

名古屋市中区本丸 1 番

4 所有者の氏名（名称）及び所在地

名古屋市

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

名古屋市

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

6 滅失、き損の事実の生じた日時

令和 2 年 10 月 9 日～10 月 11 日の間

7 滅失・き損の事実の生じた当時における管理の状況

本丸内堀内で、10 月 14 日から 16 日にかけて、大天守台北面石垣のレーダー探査を実施することになり、10 月 5 日から 13 日にかけて仮設足場を設営した。足場は、堀底面上に敷いた土木シートの上にバラスを敷いて転圧し、設置した H 鋼を基礎として立ち上げている。バラス周囲には土のうを敷き詰め、流失や変形を防ぐなど、史跡内工事であることに配慮して管理を行っている。

10 月 8 日・9 日に台風 14 号の接近による養生実施中には、特に異常には気付かなかった。10 月 10 日・11 日は作業を全休した。12 日の朝 8 時ころ、足場東側端部において堀底面と足場基礎バラスの間に敷いた土木シートの上で石材 1 個を確認し、石垣から転落した石材片と推定した。

8 滅失・き損の原因

石材転落前の原位置は、堀底からおよそ 7m 付近であり、周辺は、戦災により表面被熱による石材劣化が著しいところである。劣化により石材の一部が剥落し、転落したものと推定される。途中に他の石材を傷つけたり、き損した形跡は見当たらない。

9 き損の場合は、その箇所及び程度並びに国指定の文化財がその保存上受ける影響

剥落した石材は、長さ30cm、幅20cm、厚さ10cmほどのものであるが、築石の表面から隔離したものであり、現状では、石垣の安定性に及ぼす影響は小さい。

10 滅失・き損の事実を知った日

令和2年10月12日午前8時

11 滅失・き損の事実を知った後にとられた処置

転落状況を確認し、剥離した可能性の高い石材を特定した。剥落石材付近の観察を継続し、新規のき損が起きないよう留意する。

転落石は、名古屋城調査研究センターで保管を行う。

12 その他参考となるべき事項

担当者 名古屋市中区本丸1番1号

名古屋城総合事務所調査研究センター

学芸員 木村有作

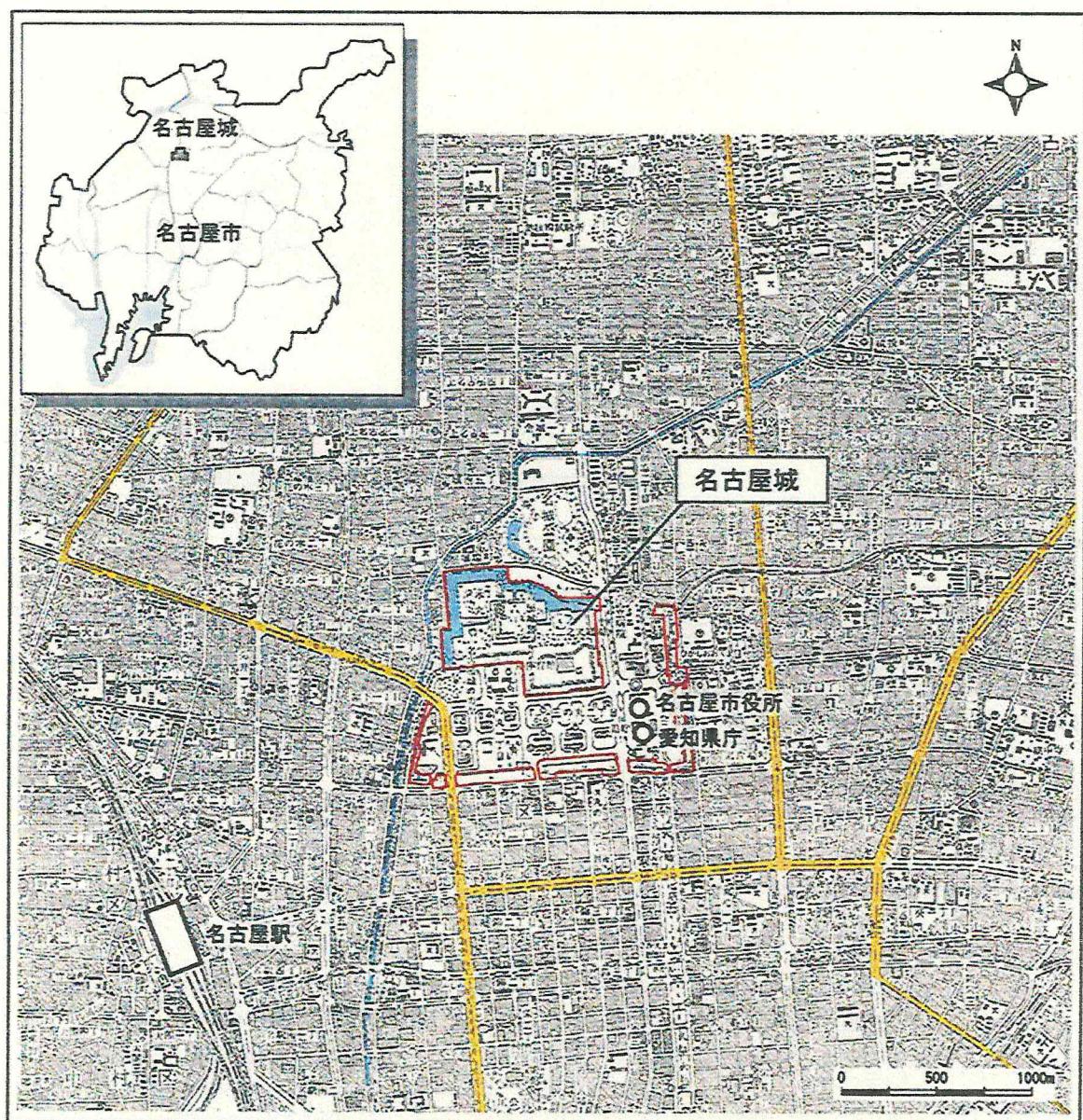
電話 052-231-2488

(添付書類)

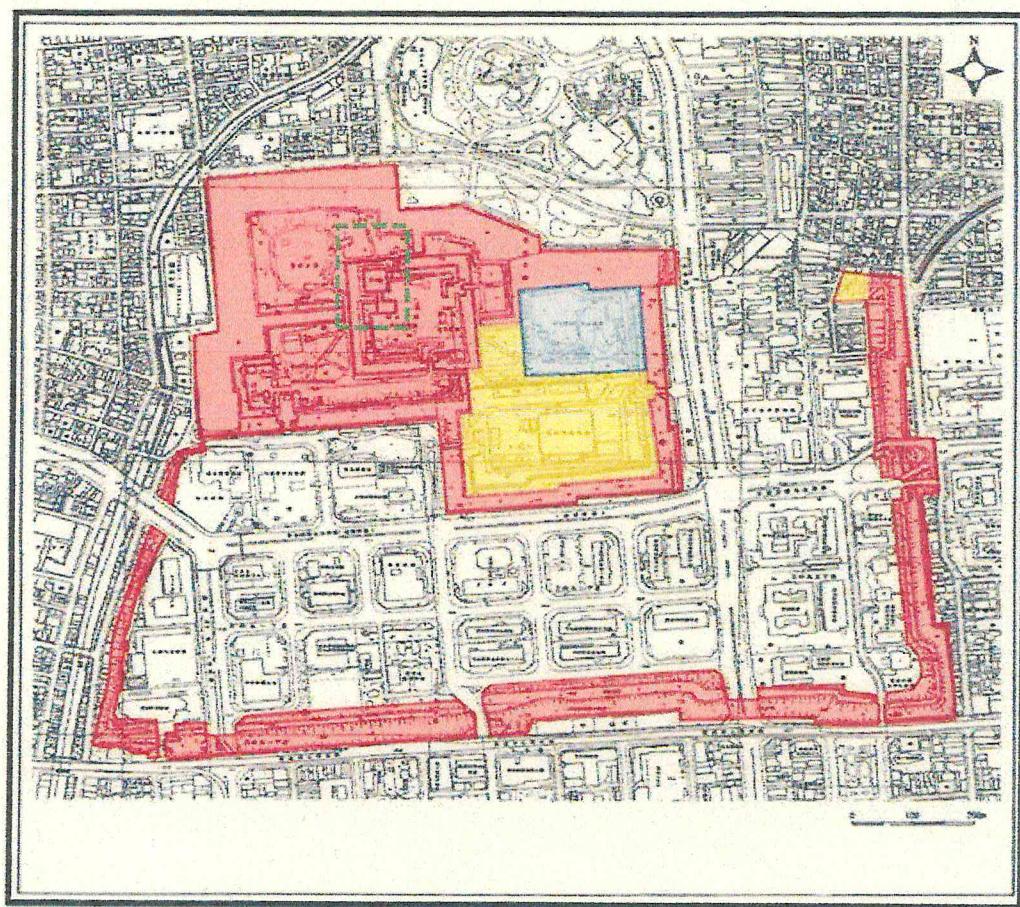
滅失・き損の状況を示す写真及び図面

- (1) 案内図
- (2) 特別史跡指定範囲
- (3) き損場所図及び写真撮影方向図
- (4) き損状況写真

(1) 案内図



(2) 特別史跡指定範囲図



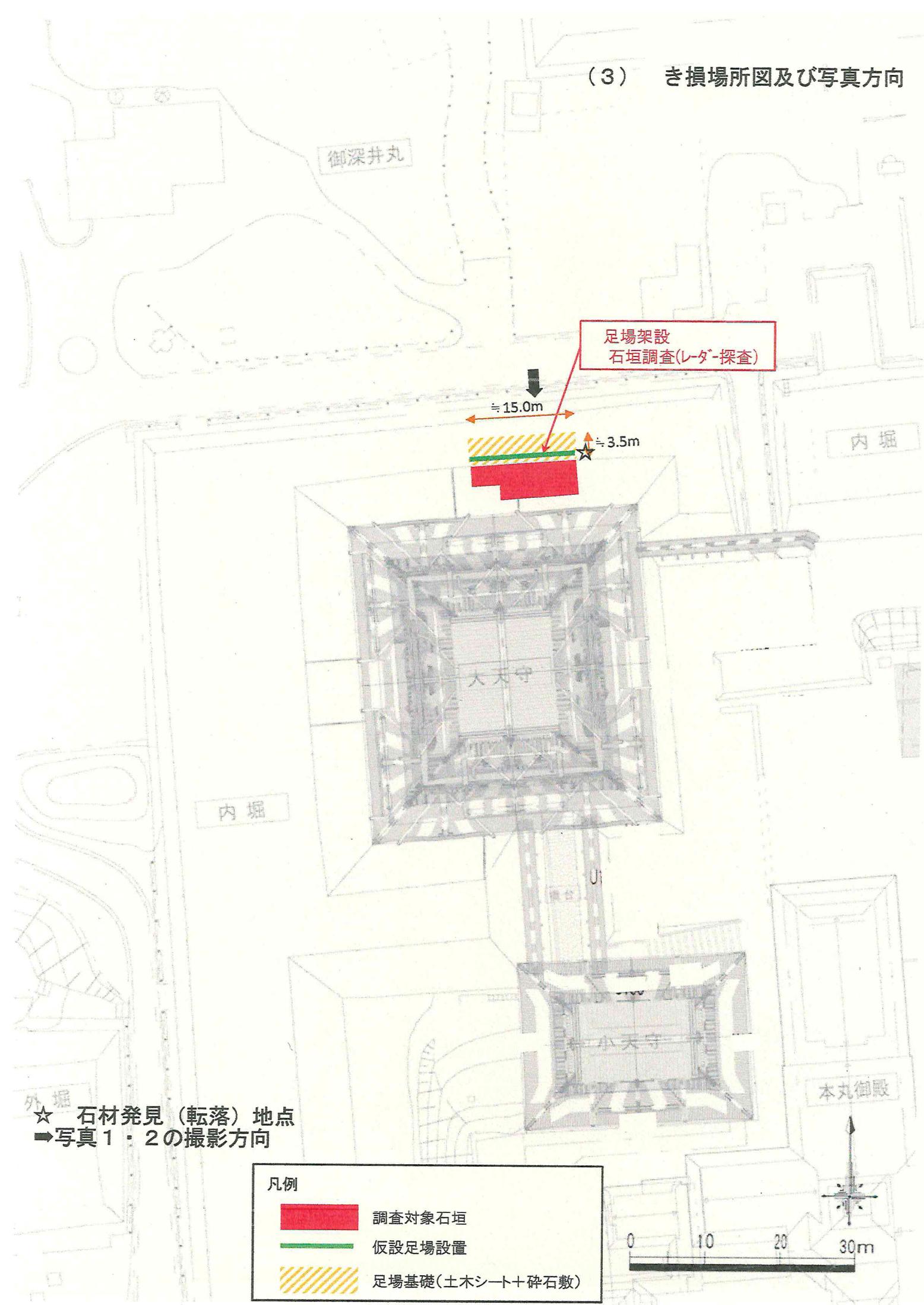
特別史跡指定範囲

特別史跡範囲

名勝指定範囲

添付資料（3）調査配置図の位置

(3) き損場所図及び写真方向



(4) き損状況写真

1.落石部



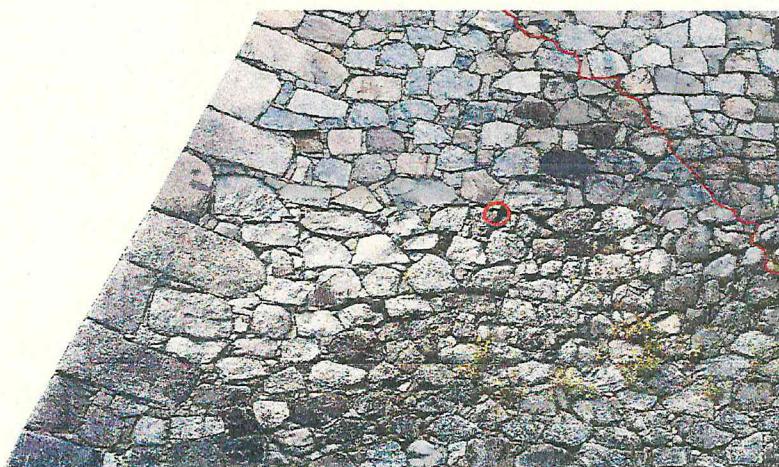
2.落石部(拡大)



3.落石の状況



4.落石部(オルソ図)



石垣石材片落下の概要

1 発生日時

令和2年10月9日～10月11日の間

2 発生場所

名古屋城本丸 大天守台北面石垣

3 状況

- ・名古屋城総合事務所が石垣面より剥落したと思われる石材片（30cm×20cm×10cm）を確認。石垣面を確認したところ、堀底から高さ7m程の地点で、石垣が剥落したとみられる痕跡を発見し、石材片が剥落したものと判断した。
- ・石材片落下発見後は、名古屋城総合事務所と文化財保護室が連携し、再発防止対策に準じた対応を行った。

4 経緯

日 時	内 容
10月12日 午前8時	レーダー探査業者の作業員が台風後の現場を確認した際、落下した石材片を発見し、調査研究センター学芸員へ報告
10月13日	文化財保護室に報告があり、担当主査と学芸員が現場を確認するとともに状況を聞き取り。名古屋城とも確認の上、き損届作成を指示
10月15日	14日に発生したモルタル片落下の件とあわせて文化財保護室長に報告があり、状況と対応方針を確認
11月 2日	き損届（案）が文化財保護室に提出
11月 6日	文化財保護室から修正を指示
11月13日	文化財保護室からき損届及びき損届遅延に係る顛末書の早急な提出を指示
11月16日	文化財保護室から教育長に報告 文化財保護室長が文化庁主任文化財調査官へ電話報告
11月17日	文化財保護室にき損届及び顛末書が提出され、文化庁に進達
11月24日	名古屋城総合事務所長及び文化財保護室長等が文化庁を訪問。き損の状況及びき損届の遅延を報告

5 状況写真

写真1 落下した石材片の本来の位置

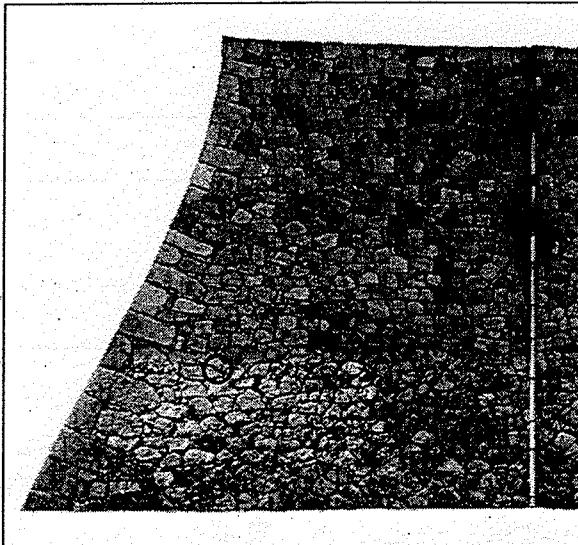


写真2 石材片落下後の状況



写真3 落下した石材片



名古屋城石垣石材落下の経過

10月9日～11日

き損発生。なお、10日は台風14号が接近していた

10月12日

8時頃 名古屋城がき損した石材を発見

10月13日

9時～11時 文化財保護室深谷主査が他の案件で名古屋城において打ち合わせを行っていた際に、名古屋城より石材落下の話があり、現地の確認を行った

昼頃 文化財保護室深谷主査が眞鍋学芸員に、石材が落下したらしいという話を聞く

14時30分～16時 文化財保護室眞鍋が他の案件（名古屋城内堀）で立ち会いを行っていた際に名古屋城より石材落下の話を聞く。状況の聞き取りや落下箇所の確認をし、き損届を提出するよう伝える

17時41分 文化財保護室深谷主査より名古屋城村木副所長、西本学芸員にメールを送る。文化財保護室眞鍋学芸員から深谷主査に、名古屋城木村学芸員にき損届を準備するよう話をした旨伝える

18時40分 名古屋城村木副所長より文化財保護室深谷主査にメールで了解の旨返信あり

10月14日

15時38分頃 モルタルのき損発生

10月15日

午後 文化財保護室深谷主査から片岡室長にモルタルの件とあわせて報告。両件ともにき損届を提出する必要があることを確認

10月20日

名古屋城高橋学芸員よりき損届はいるかと電話にて再確認があり、必要と返答

10月22日

13時6分 文化財保護室深谷主査よりき損届の状況をメールで確認。き損届は10日以内であることを再度説明

この間に、文化財保護室から名古屋城にモルタルの件とあわせて状況を確認。2回ないし3回。11月2日に文化財保護室深谷主査から名古屋城木村学芸員に話をしたもの以外、正確な日時までは覚えていない

11月2日

16時52分 名古屋城木村学芸員よりき損届の案がメールで届く

11月6日

19時24分 文化財保護室眞鍋学芸員より一部修正の後、提出してよいとメールで返信を送る

11月12日

午前 10日を大幅に過ぎていることから、モルタルの件とあわせて文化財保護室で顛末書等を添付しなくて良いかを検討し、必要と判断。名古屋城小池係長にその旨を電話で伝える

11月16日

午前 9時 モルタルの件とあわせてき損の内容と発生以降の経過を教育長に説明

午後 2時半頃 片岡室長より文化庁に連絡。届の提出が遅くなつたことにお詫びをした。文化庁からは「承知した」との返答

11月17日

昼頃 名古屋城よりき損届と顛末書の提出を受ける

午後 き損届と顛末書を文化財保護室より文化庁に進達(郵送で提出)

名古屋城全体整備検討会議におけるき損事案（石材・モルタル片落下）の報告

令和2年12月3日（木）10～12時
特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第35回）

議事、報告が終わった後の「その他」の時間に、両件のき損事案を報告。届の提出が大きく遅れたこと、詳細を調査中であり結果はいずれお知らせすることを説明。

赤羽構成員から、

「前回の会議で出すべきだった」（き損が発生してから10／11に石垣・埋蔵文化財部会、10／20にき損WG、10／22に全体整備検討会議があった。

赤羽先生はいずれの会議にもメンバーとして入っている）

「今後の石垣の保全を考える上で無視できない」

「スライドでの説明でなく、現物をここへ持ってくるべきだ」

「1か月以上も届が遅れるなんて信じられない」

との発言があった。

この後、麓構成員から、

「き損の程度によって判断する基準のようなものはあるのですか？」と文化庁調査官に対して質問があった。

この日、オブザーバー参加していた文化庁の山下主任調査官（史跡部門）から、「文化財そのもの、指定要件となっているものがき損した場合にき損届を出さねばならない。程度の軽い場合は判断が分かれることなので、文化庁に相談してもらえばよい。今回のことがあったので、市の方で考え方を整理されるとよいのではないか。」

とのお答があった。

次いで、同じくオブザーバー参加していた文化庁の平澤主任調査官（名勝部門）から、

「届はき損を発見した日から10日以内であって、起こった日からではない。史跡の範囲が広いこともあるので、そこまでは求めていない。」
と補足があった。

会議には、文化財保護室も事務局として出席していた。（片岡室長、深谷主査）